海南市高齢者福祉計画及び
第10期介護保険事業計画

令和9（2027）年度～令和11（2029）年度

（案）

第４章～第５章１．

令和8（2026）年10月

海　南　市

目　次

第４章　施策の展開 1
基本目標１：地域包括ケアシステムの深化・推進 1
（１）地域包括支援センターの機能強化..... 1
（２）生きがいづくりや社会参加の推進..... 1
（３）介護人材の確保とテクノロジー活用による生産性向上の推進..... 2
（４）在宅医療と介護の連携の推進..... 2
（５）介護予防・生活支援サービスの整備..... 4
基本目標２：介護予防・健康づくりの充実・推進 6
（１）自主活動や社会とのつながりを重視した地域づくりの支援..... 6
（２）介護予防の普及・啓発とデータ利活用の推進..... 6
（３）地域ケア会議の充実 7
基本目標３：認知症対策の推進（認知症施策推進計画） 10
（１）「新しい認知症観」の理解と知識の普及・啓発..... 10
（２）認知症の早期発見・早期治療の推進..... 10
（３）認知症の人・家族等が地域で安心して暮らせる仕組みづくり..... 11
（４）認知症の人に対する支援体制の強化..... 12
基本目標４：高齢者が安心して暮らせるための環境整備 14
（１）介護保険サービスの安定供給..... 14
（２）高齢者虐待の防止 14
（３）成年後見制度利用促進と地域連携ネットワークの深化（成年後見制度利用促進基本計画）. 14
（４）日常生活自立支援事業の推進..... 16
（５）頼れる身寄りのない高齢者への支援..... 16
（６）高齢者の外出支援サービスの推進..... 17
（７）高齢者の交通安全・防犯対策の推進..... 17
（８）高齢者福祉サービスの充実..... 17
（９）地域防災力の向上や感染症対策への支援..... 19
基本目標５：介護給付の適正化に向けた取組の推進 21
（１）要支援・要介護認定の適正化..... 21
（２）ケアプラン等の点検 21
（３）医療情報との突合・縦覧点検..... 21
基本目標１～５のまとめ 23

第５章　介護保険事業の推進 24
１．高齢者数と要支援・要介護認定者数の見込み 24
（１）人口推計 24
（２）要支援・要介護認定者数の推計..... 25

２．介護保険サービス等の見込み 26
（１）介護給付事業 26
（２）予防給付事業 26
３．介護保険サービス給付費の見込み 26
（１）介護給付費及び介護予防給付費の見込み 26
（２）標準給付費の見込み 26
（３）地域支援事業費の見込み 26
（４）介護保険施設等の整備 26
４．第 10 期計画期間における第１号被保険者の介護保険料 26
（１）財源構成 26
（２）所得段階別加入割合補正後被保険者数の見込み 26
（３）第１号被保険者の保険料基準額の算定 26
（４）所得段階別第１号被保険者の保険料 26

第６章　計画の推進にあたって 27
１．計画の推進体制 27
（１）庁内の推進体制 27
（２）地域との協働体制 27
（３）国及び和歌山県との連携 27
２．計画の進行管理 27
（１）進捗状況の把握・評価 27
（２）計画の見直し 27
３．計画の周知 27

資料編 28
１．海南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例 28
２．海南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会名簿 28
３．計画策定経過 28
４．用語解説 28
５．介護保険サービスの内容 28

第４章　施策の展開

基本目標１：地域包括ケアシステムの深化・推進



（１）地域包括支援センターの機能強化

○地域包括ケアシステム構築に向けた中核的な機関である地域包括支援センターについて、適正な人員配置に努めるとともに、職員の資質向上のため、所内カンファレンスにおける事例検討や介護予防プランの勉強会を開催します。

○地域包括支援センターの認知度向上を図るため、引き続き市ホームページやチラシ等を活用した広報・周知に努めます。あわせて、アウトリーチによる相談支援、高齢者への支援及び各種会議を通じた関係機関との連携を推進し、地域支援ネットワークのさらなる強化に取り組みます。

○地域包括支援センター及び総合相談窓口において、適切な相談支援を実施するとともに、関係機関等との連携を図りながら対応します。また、相談機能の充実に向けて、行政サービスや地域資源の把握・活用、地域支援ネットワークの機能向上及び相談援助技術の向上に努めます。さらに、多様な機会や媒体を活用した広報・啓発活動を行い、地域包括支援センターの役割や相談方法の周知を図ります。

○介護者を支援するため、地域包括支援センターにおける夜間・休日の相談日を設けるとともに、電子メールによる相談窓口を設置し、相談支援体制の強化を図ります。また、「海南市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営委員会」において地域包括支援センターの事業評価を行い、その評価結果を踏まえた適切な運営に努めます。

（２）生きがいづくりや社会参加の推進

○高齢者が生きがいを見いだし、積極的に社会に参加することは、介護予防の観点からも重要です。高齢者が今まで培ってきた豊富な知識、経験及び技能を生かし、社会における役割を積極的に担うとともに、活躍の場や機会がさらに広がるよう、社会参加を促進します。また、高齢者の生きがいづくりや仲間づくり、通いの場づくりなどに関する情報の提供に努めます。

○各地区公民館等で開催する生きがい教室において、学習活動や世代間交流を通じて、高齢者が生き生きと楽しく過ごせるよう、継続的に支援します。

○社会福祉協議会と連携しながら、地域住民の誰もが気軽に参加でき、一人暮らしの高齢者の見守り・安否確認や地域交流、異世代交流等につながるサロンや地域カフェ等の活動を広く周知するとともに、活動拠点となる場所の新規開拓を積極的に支援し、集いの場の普及に努めます。

○老人クラブ活動を支援するため、老人福祉法に基づき、老人クラブ連合会への補助を継続しま

す。また、高齢者の地域における社会活動を促進するため、生きがいづくりや健康づくりにつながる多様な社会活動を支援します。

○シルバー人材センターにおける就業機会の提供は、高齢者の社会参加や能力の活用、生きがいづくりにつながることから、年齢に応じた就業機会の確保や新規会員の募集に向けた取組を支援します。

（3）介護人材の確保とテクノロジー活用による生産性向上の推進

○介護現場においては、介護職員をはじめとする多様な専門職も含めた介護人材の不足が大きな課題となっているため、国の「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づき、生活支援サービス従事者研修の実施、県と連携した介護職場の労働環境及び処遇改善に向けた取組、市長会等を通じた国への要望書の提出など、福祉・介護人材の確保に向けた取組を進めます。

○介護人材の確保・定着を図るため、介護サービス事業者を対象とした集団指導において、介護労働者の労働条件の確保･改善に向けたポイントや、従業者のメンタルヘルス対策等について、継続的に周知・啓発します。

○公益財団法人介護労働安定センターが実施する「和歌山介護労働市町村連絡会議」等の活用し、和歌山県内の市町村や介護保険施設等と連携による情報交換・情報収集を通じて、介護人材の確保に努めるとともに、介護・福祉分野に関する情報発信の取組を進めます。

○深刻化する人手不足に対応するため、人材の確保・定着に向けた支援に加え、ICT 等の活用による業務効率化や生産性向上の取組を一層推進し、持続可能な介護サービス基盤の構築を図ります。

○文書負担を軽減するため、関係機関と連携し、標準様式例の基本原則化やデジタルツールの導入を支援するとともに、その周知・啓発に努めます。

（4）在宅医療と介護の連携の推進

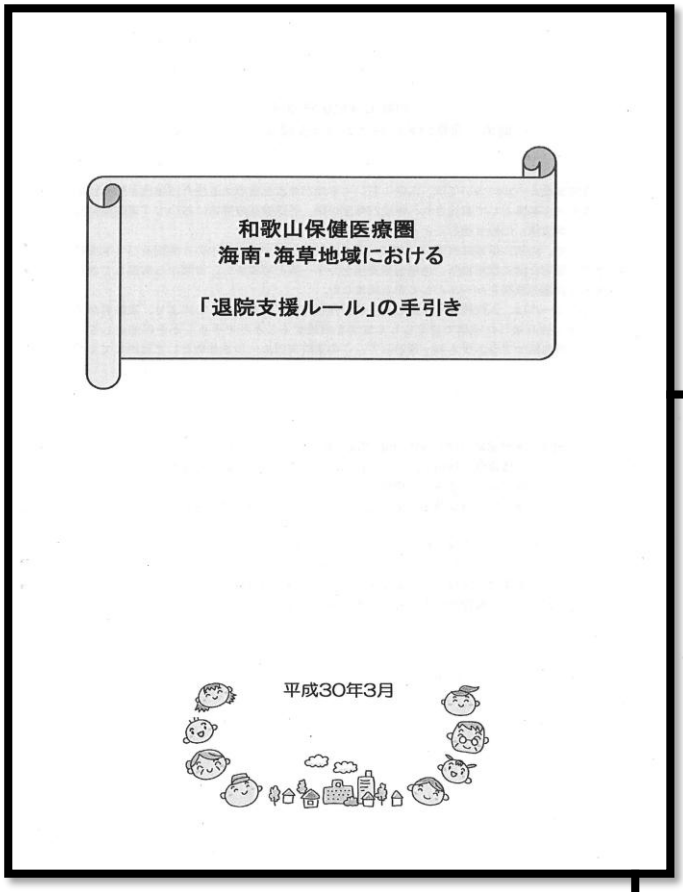
○住み慣れた生活の場での療養を希望する方やその家族が、安心して在宅医療及び介護を受けられるよう、紀美野町と合同で「海南海草在宅医療・介護連携推進会議」を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題を把握するとともに、対応策等を検討します。

○「海南海草在宅医療・介護連携サポートセンター」を、地域における医療と介護の連携拠点として、事業を実施します。

○海南海草在宅医療・介護連携推進会議に、救急医療や、在宅医療と介護の連携に関する作業部会を設置し、課題の解決に向けて、ＰＤＣＡサイクルに沿った取組を進めます。

○切れ目のない在宅医療・介護提供体制の構築を推進するため、「退院支援ルール」や「海南海草連携エチケット集」等を活用し、入院時から医療・介護従事者間の情報共有を図るとともに、円滑な在宅療養への移行を促進します。さらに、主治医と代診医の連携による医療機関間の調整を進め、急変時や看取り期にも適切に対応できる体制の整備を促進します。

○在宅生活中や入院・転院・退院時などの在宅医療・介護に関する相談に、きめ細かく対応します。
○日常の療養支援については、「介護支援専門員等から医療機関への連絡窓口一覧」を作成し、医療・介護従事者間において連絡調整が円滑に行えるよう支援するとともに、定期的に情報の見直しを行います。
○医療・介護関係者を対象とした研修では、グループワーク等を取り入れ、医療職と介護職等が互いの専門性や役割について理解を深めるとともに、多職種間の「顔の見える関係」のさらなる構築を推進します。
○地域住民への普及啓発については、出前講座や講演会を開催し、在宅療養や看取りに関する知識の普及を図るとともに、市民を対象に、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発を進めます。







出典：在宅医療・介護連携推進事業の手引き　Ver.３

（５）介護予防・生活支援サービスの整備

○訪問介護サービスＡについては、今後も研修会を開催し、生活支援サービスに従事する介護人材の確保に努めます。

○生活支援サービスＢについては、有償ボランティア活動を促進するために、人材の確保と利用者の増加に努めます。

○通所型及び訪問型短期集中予防サービスＣについては、今後も市民や関係者への周知を図ります。短期集中予防サービスＣでは、体力の改善や健康管理の維持・改善に向けた支援が必要な方を対象に、理学療法士等の専門職が生活機能の向上を目的とした介護予防プログラムを実施し、歩行、入浴動作、掃除などの日常生活上の行為の改善を目指します。

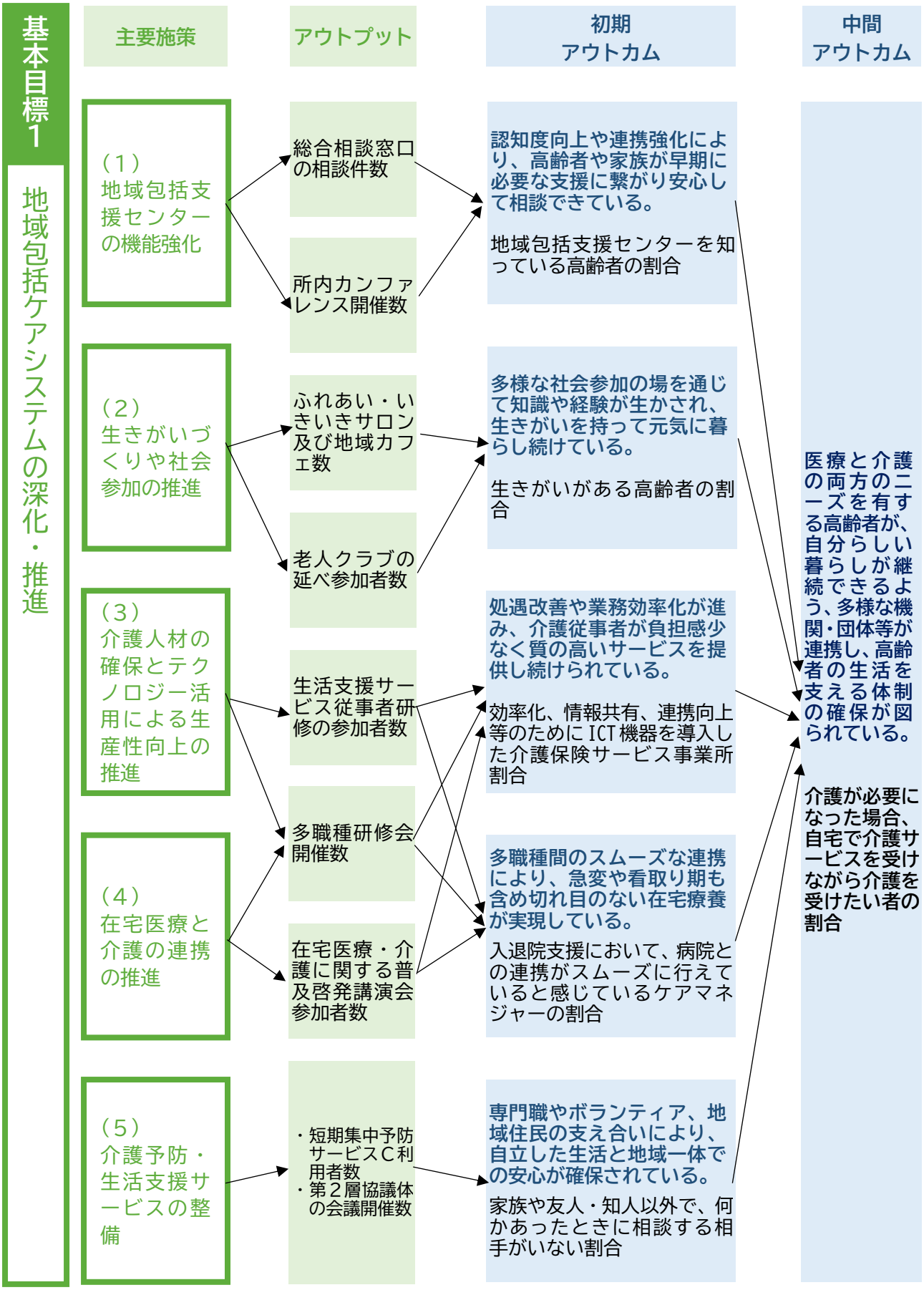
○生活行為の改善を目的とする短期集中予防サービスＣについては、運動機能や心身機能の改善・向上を図る取組として、積極的に取り組みます。

○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と連携し、地域の高齢者支援に関するニーズや地域資源の状況を把握するとともに、互助を基本とした生活支援サービス等の創出に取り組みます。

○第１層協議体及び第２層協議体を設置するなど、住民主体の話し合いを支援し、地域の課題解決に向けた実践につなげられるよう取り組みます。

○人口減少や少子高齢化が進み、地域のニーズが多様化する中、高齢者自身が地域活動の担い手として活動できるよう支援するとともに、住民同士が互いに支え合い、見守り合う取組を支援します。

基本目標１　ロジックモデル



基本目標２：介護予防・健康づくりの充実・推進



（１）自主活動や社会とのつながりを重視した地域づくりの支援

○「わかやまシニアエクササイズ」、「ラジオ体操」、「いきいき百歳体操」等については、教室終了後も継続して活動できるよう、介護予防自主サークルの立ち上げを支援します。既に活動している自主サークルに対しては、交流会の開催やサークル単位での支援を行い、効果的な活動を継続できるよう支援します。

○身近な場所での介護予防の取組を充実させ、ふれあい・いきいきサロン等の自主的な介護予防活動の継続を支援します。

サークル活動（いきいき百歳体操）の様子



サークル活動（シニアエクササイズ）の様子



（２）介護予防の普及・啓発とデータ利活用の推進

○加齢に伴う心身機能の低下を予防するなど、介護予防に対する意識を高めるため、高齢者が関心を持って参加できるよう、専門職等と連携し、事業内容を工夫しながら介護予防の普及啓発に努めます。また、アプリ等を活用した情報発信にも取り組みます。

○高齢者が心身機能を維持できるように、日常生活に取り入れやすい運動等を取り入れた教室を開催します。

○地理的条件等により身近な場所での「通いの場」の開設が困難な場合は、高齢者の送迎を支援し、誰もが気軽に参加できる体制づくりを推進します。

○通いの場の参加者の健康状態や満足度を把握・分析し、その効果を検証するとともに、一体的実施の取組や短期集中予防サービス等との連携を図り、必要に応じて取組内容を改善します。

○介護予防活動に関わるフレイルサポーター等のボランティアを育成するなど、高齢者が活躍できる場の提供に努めます。

○介護予防の取組を機能強化するため、地域リハビリテーション活動支援事業において、専門職等と連携しながら地域における様々な活動を支援するとともに、サービス提供者の資質向上を

図ります。
○アプリ等を活用し、教室に加えて自宅でも介護予防に取り組めるよう支援します。
○各種データを活用して地域の健康課題を把握した上で、疾病予防と生活機能の維持を一体的に推進します。

介護予防教室の様子



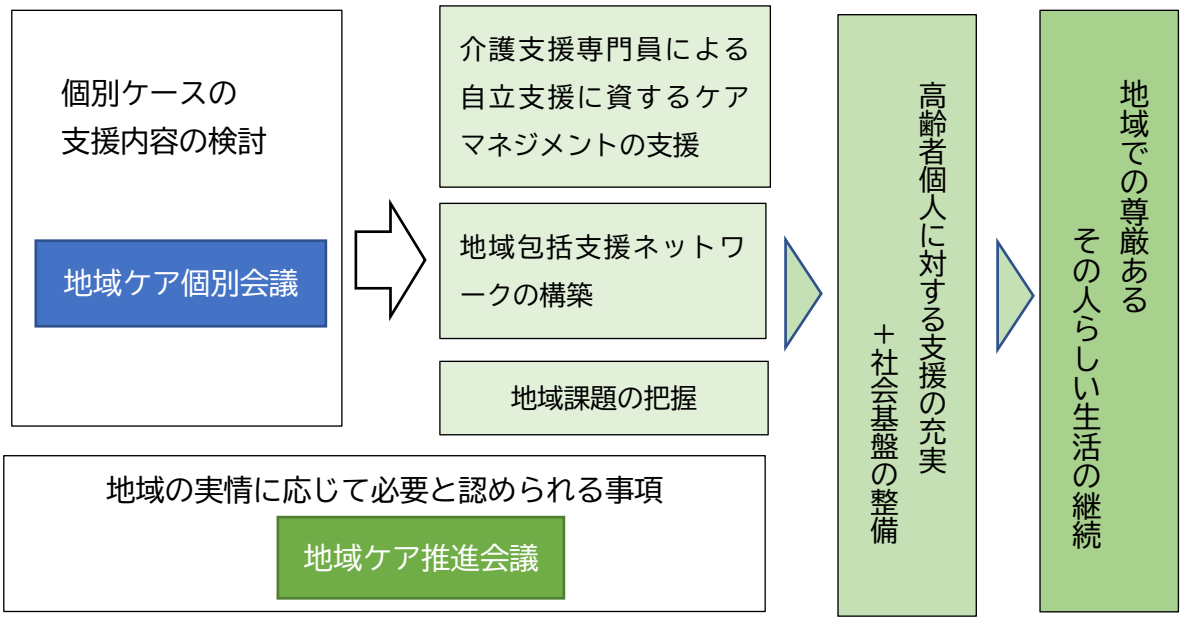
地域リハビリテーション活動支援事業の様子



（3）地域ケア会議の充実

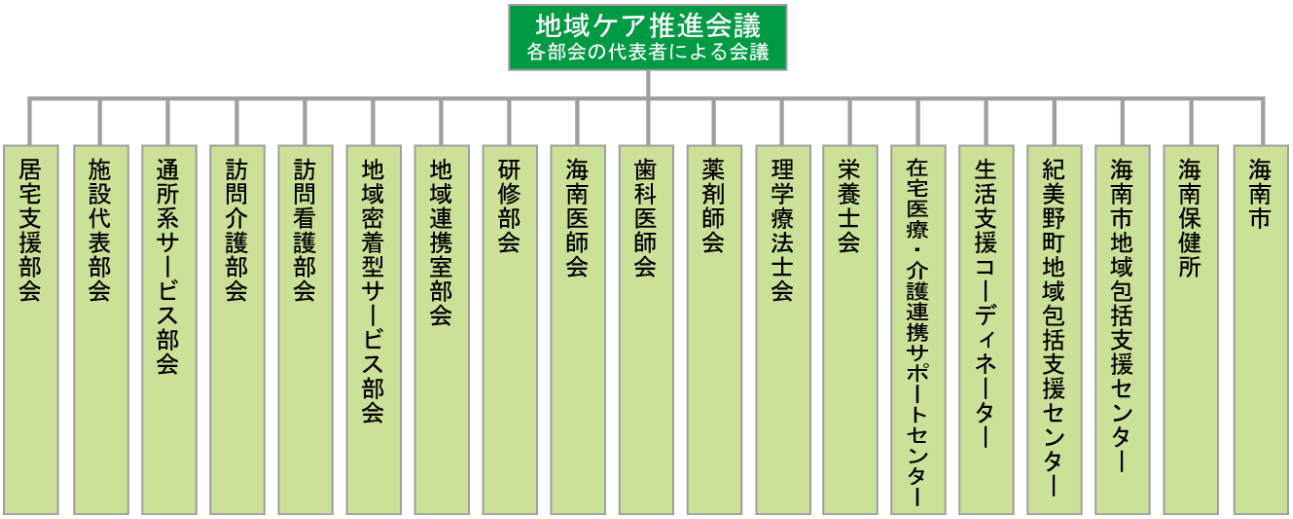
○地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者個人への支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図るため、地域ケア会議の充実を推進します。
○地域で暮らす高齢者がいつまでも安心して生活できるよう、医療・介護の専門職等で構成される地域ケア推進会議において、情報共有と連携の強化を図ります。あわせて、各部会から提起された課題について協議・検討し、支援体制の充実につなげます。
○介護保険の理念である「個人の尊厳の保持」及び「自立支援・重度化防止」の実現に向け、地域ケア個別会議を開催します。本会議では、多職種協働による個別事例の検討を通じて、ケアマネジメントの質の向上を図ります。さらに、個別事例の検討を積み重ね、地域課題の把握や解決策の検討につなげるとともに、関係職員の OJT の場としても活用します。

【地域ケア会議の目的】

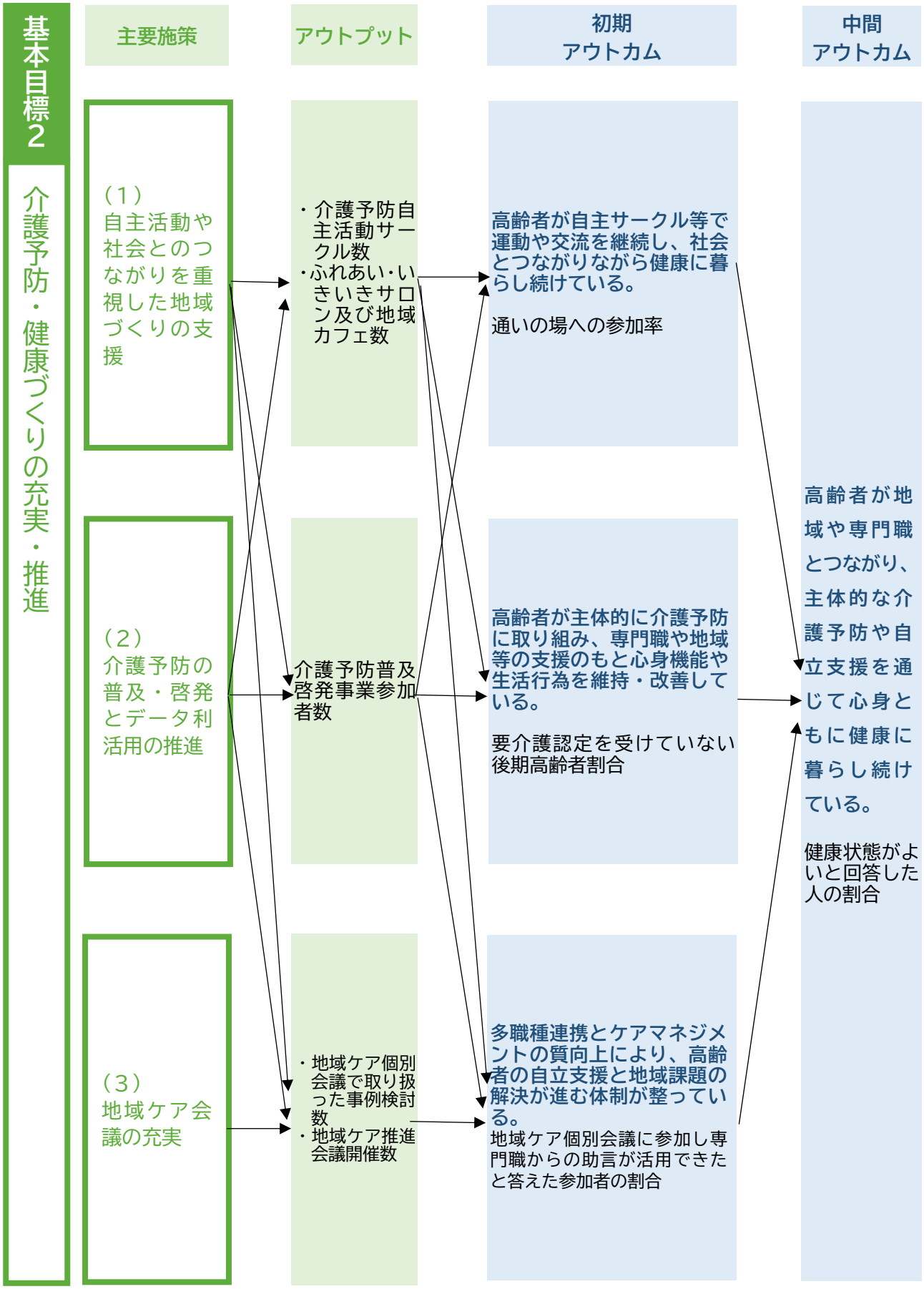


出典：長寿社会開発センター「地域ケア会議運営マニュアル」

【地域ケア推進会議】



基本目標２　ロジックモデル



基本目標３：認知症対策の推進（認知症施策推進計画）



（１）「新しい認知症観」の理解と知識の普及・啓発

○地域の住民が、認知症になっても希望を持ち、自分らしく暮らし続けられる「新しい認知症観」を正しく理解し、地域全体で認知症の人を支えていくため、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人を支える地域人材の育成に努めます。さらに、キャラバン・メイト会議において、分かりやすい講座内容を検討するとともに、小・中学校や高等学校など、学校教育の場を含め、受講対象者の拡大を図ります。また、サポーターを量的に養成するだけでなく、様々な場面で活躍してもらえるよう、養成講座を修了した人が認知症サポーターステップアップ講座等を受講する機会を設けます。

○認知症市民講演会等を開催し、地域住民に広く啓発するとともに、小学生を対象に「おじいちゃん・おばあちゃんの絵画募集」を実施します。これらの取組を通じて、子どもから大人まで幅広い世代が、高齢者や認知症について考える機会を創出します。

○地域住民が認知症への理解を深め、考える機会を創出するため、世界アルツハイマー月間に合わせて認知症啓発イベントを実施します。認知症の本人にも協力いただきながら、「認知症になると何もできなくなる」といった偏見や誤解の解消を図り、誰もが自分らしく暮らせる地域づくりに努めます。

○認知症の人やその家族が、状態に応じて受けられる支援を具体的にイメージし、今後の見通しが持てるよう、医療・介護サービス等の支援の流れをまとめた認知症ケアパスの周知と適切な運用に努めます。

認知症サポーター養成講座の様子



（２）認知症の早期発見・早期治療の推進

○認知症の早期発見・早期治療の重要性について普及啓発を図ります。また、早期の受診・治療と適切な支援につなげるため、かかりつけ医、認知症サポート医、地域の専門病院、認知症疾

患医療センター等の医療機関との連携を図ります。

○認知症初期集中支援チーム活用し、医療・介護サービスにつながっていない人や、対応に苦慮しているケースに対して家庭訪問等を実施し、適切な支援やサービスにつながるよう支援します。なお、認知症初期集中支援チームの会議は、月 1 回の開催を原則とします。さらに、支援対象者を早期に把握するため、広報誌やチラシ、認知症サポーター養成講座等の様々な機会を通じて、チームの機能や相談窓口の周知に努めます。

（3）認知症の人・家族等が地域で安心して暮らせる仕組みづくり

○認知症になっても地域でいきいきと暮らし続けられるよう、認知症の人や地域住民の声を生かし、ボランティア活動等の社会参加の促進や社会資源の活用について検討します。これにより、認知症の人がその人らしく主体的に活動できる施策や取組を推進します。

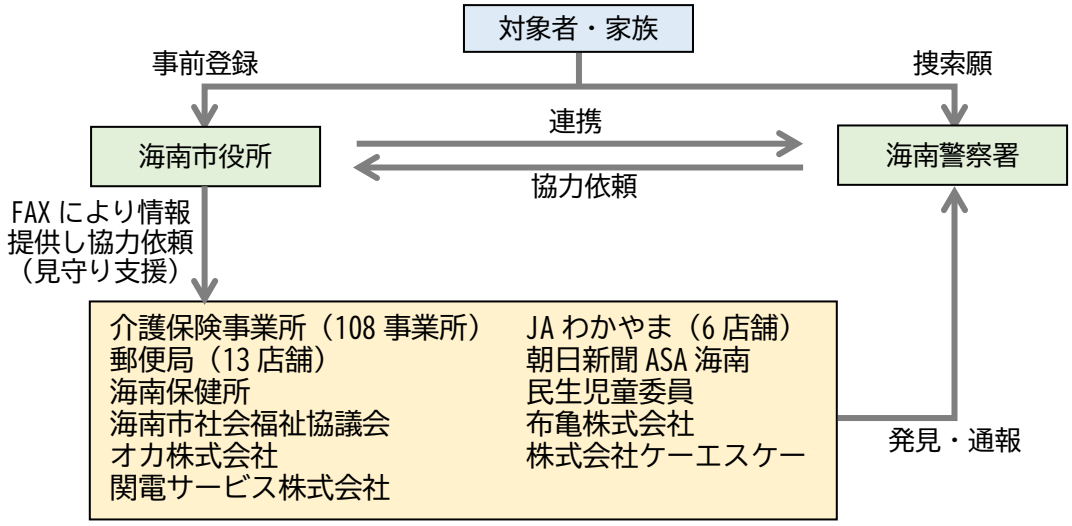
○認知症の人やその家族、地域の人、介護専門職等、様々な人が参加し、交流や情報交換を通じて認知症への理解を深める場として、「認知症カフェ」の開催を支援するとともに、認知症の人やその家族等を対象とした交流会を開催します。

○認知症サポート医をはじめとする関係機関の職員、認知症の人及びその家族が参画する「認知症支援ネットワーク会議」を開催します。認知症の人とその家族を支える地域資源について検討するとともに、各資源の相互連携を促進し、より効果的な支援を提供できる体制の強化を図ります。

○海南市見守り・安心ネットワークを構成する関係機関との会議を開催し、円滑な運営に努めます。また、ネットワークの登録者に SOS 見守り二次元コードシールを交付し、行方不明になった人の早期発見・保護に努めます。必要に応じて、適切な医療・福祉サービスにつなぐなど、認知症の人やその家族への支援に努めます。さらに、事業の周知を図るとともに、地域における認知症声かけ訓練に取り組み、認知症の人とその家族を支えるための地域づくりに努めます。

○地域の見守り体制を強化するため、見守り・安心ネットワークの協力機関の拡大に努めます。

【見守り安心ネットワーク組織図】



安心声かけ訓練の様子



見守り・安心ステッカー



（４）認知症の人に対する支援体制の強化

〇認知症地域支援推進員を配置し、医療機関、地域包括支援センター、介護サービス事業所、関係団体及び地域住民との連携を推進することで、認知症の人やその家族を支える地域の支援体制を強化します。あわせて、認知症ケアに携わる多職種を対象とした協働研修等を実施し、支援の質の向上に努めます。

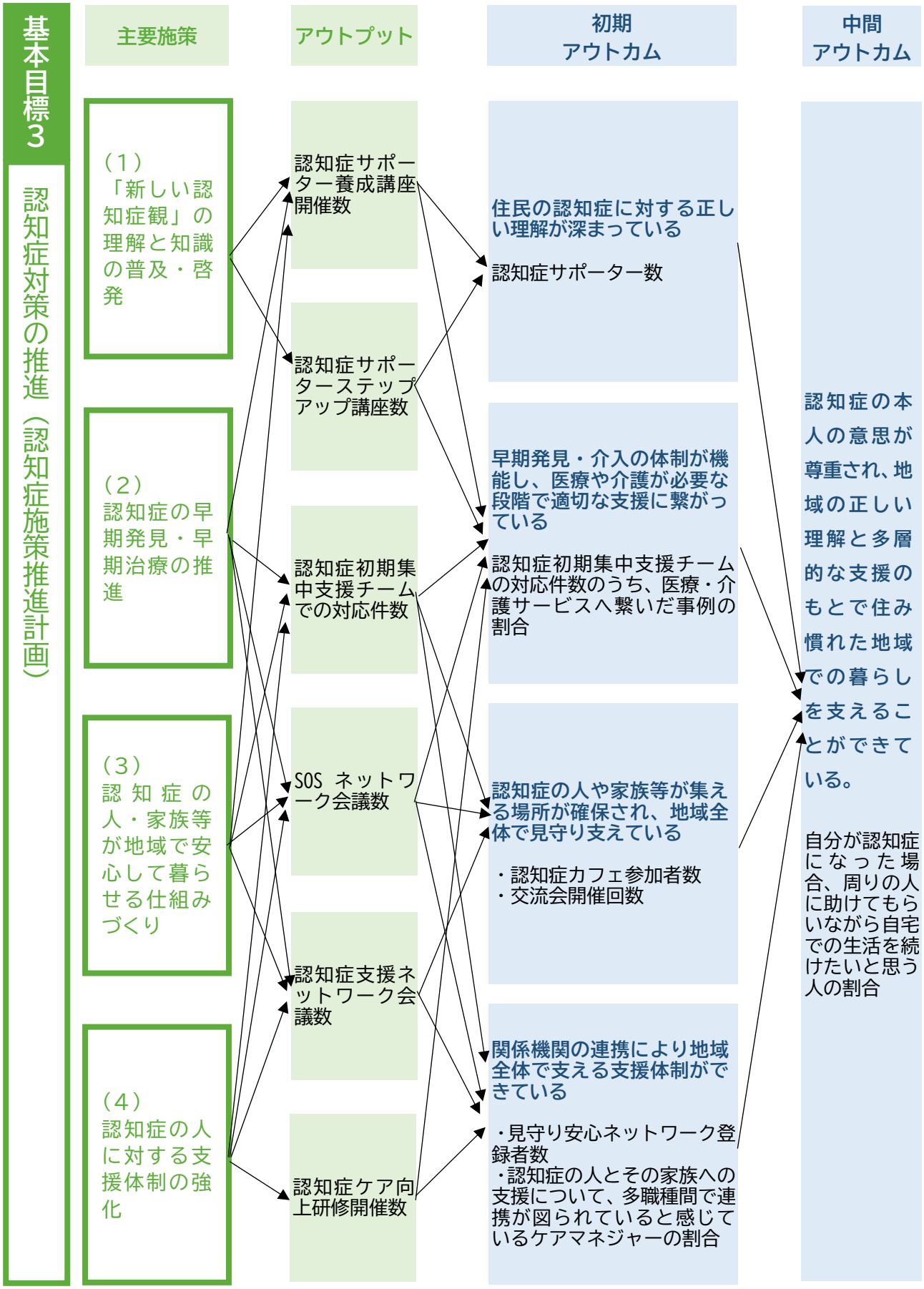
〇若年性認知症については、和歌山県の取組と連携し、本人や家族が適切な支援を受けられるよう、普及啓発や相談支援を実施します。

〇認知症サポーターがチームを編成し、認知症の人とその家族の見守り・支援を行う「チームオレンジ」の活動を促進します。

認知症ケア多職種研修の様子



基本目標３　ロジックモデル



基本目標４：高齢者が安心して暮らせるための環境整備



（１）介護保険サービスの安定供給

○将来の高齢者人口や介護サービスの利用率の動向、介護サービス事業所を対象とした調査結果等を総合的に勘案し、今後の介護サービス事業所の計画的な整備方針について検討を進めます。

○単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、居宅要介護者の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、今後創設が検討される新たなサービスを含め、国の動向を注視します。

（２）高齢者虐待の防止

○高齢者虐待の未然防止に向けて、家庭内における人権尊重の意識を醸成するとともに、認知症等に関する正しい理解と介護知識の普及啓発を図ります。また、市民及び介護サービス事業者等を対象に、広報媒体を活用した多様な啓発活動を実施し、早期発見・早期対応につながる地域ぐるみの相談支援体制の強化を推進します。

○高齢者虐待の早期発見、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者への支援等を推進するため、民生委員、自治会、介護サービス事業所、医療機関、警察等の関係機関とのネットワークを構築し、地域における支援体制のさらなる強化を図ります。

（３）成年後見制度利用促進と地域連携ネットワークの深化（成年後見制度利用促進基本計画）

○認知症等により判断能力が十分でない方で、親族等による申立てが困難な場合には、老人福祉法等に基づき、市が親族に代わって成年後見開始の審判の申立てを行うなど、高齢者の権利擁護に取り組みます。

今後、後期高齢者の増加に伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も見込まれることから、権利擁護の重要性は一層高まると考えられます。そのため、本人が尊厳を保持し、その人らしい生活を継続できるよう、安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくりを進めるとともに、制度に対する理解の促進と利用の定着を図ります。

○権利擁護支援を必要とする人の発見や、早期からの相談・対応につなげるため、相談援助職、相談支援機関、法律専門職その他の関係団体が連携・協力し、「地域連携ネットワーク」を構築します。（イメージ図参照）

また、本市では、「地域連携ネットワーク」を効果的に機能させ、関係機関の連携を調整する中核機関として、「権利擁護センター」（以下「センター」という。）を設置し、その運営を海南市社会福祉協議会に委託します。

センターは、個々の事案に円滑に対応するため、本人に身近な関係機関との顔の見える連携を促進します。関係者が一体となって支援チームを形成し、本人を中心とした包括的な相談支援を行うことで、権利擁護支援の充実を図ります。

○センターでは、成年後見制度に関する一般相談及び相談者の状況に応じた個別相談に対応します。

また、弁護士等の専門職団体による個別相談窓口、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等の身近な相談窓口と連携し、必要な範囲で情報共有を図りながら、相談者を適切な支援につなげます。

○成年後見制度等の利用が必要でありながら相談につながっていない人を早期に発見し、相談支援につなげるため、地域で日常的に高齢者や障害のある人と接する機会の多いケアマネジャー等の福祉専門職、民生委員・児童委員等の地域福祉活動関係者を対象に、制度に関する広報・周知を実施します。

○後見人が被後見人の状況を踏まえた適切な後見活動を行えるよう、親族後見人に対し、専門職団体による相談窓口に加え、センターにおいても相談に対応します。

また、後見人が抱える悩みや課題を早期に相談につなげられるよう、家庭裁判所と連携し、相談窓口の周知を図ります。

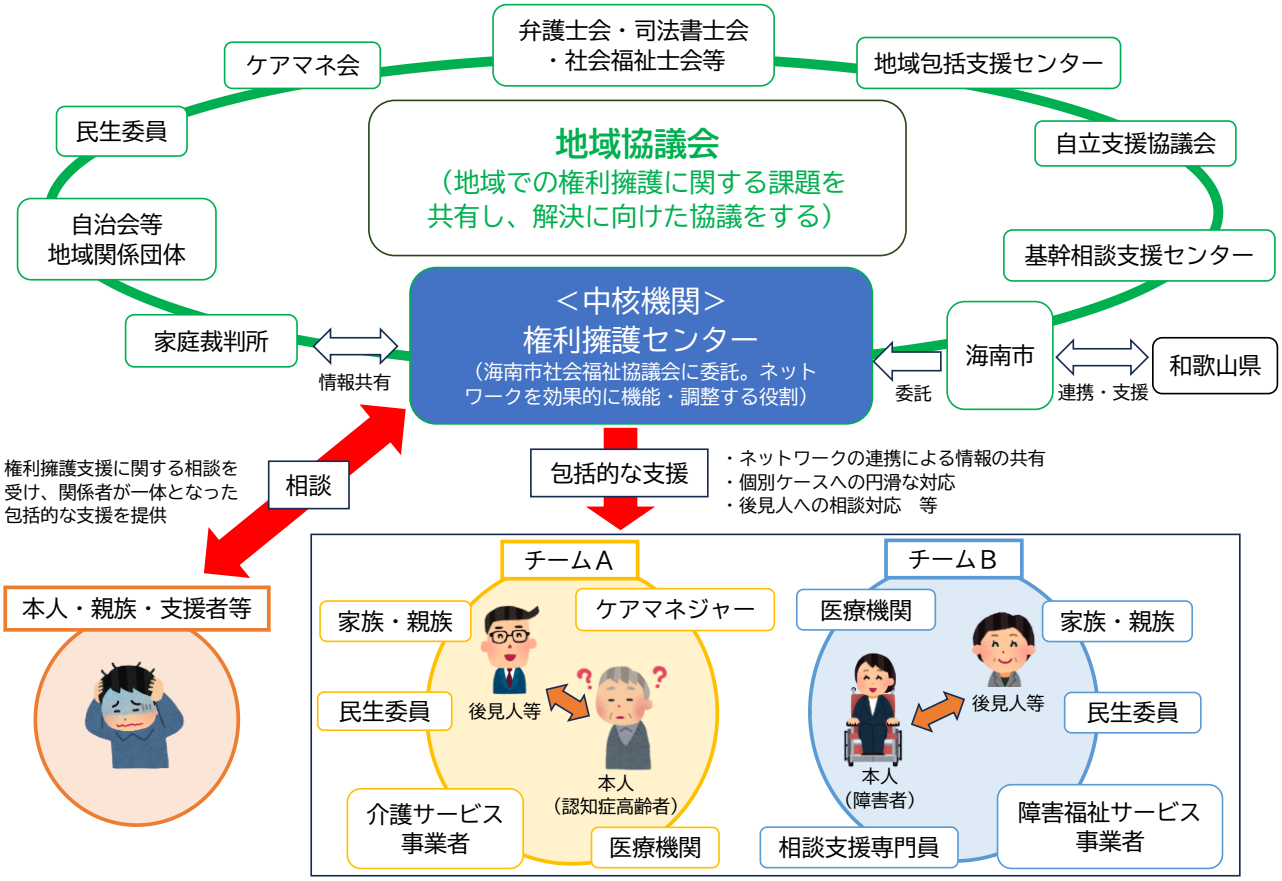
○成年後見制度利用促進事業として、

①親族がいない場合や虐待等により、親族等による家庭裁判所への成年後見開始の審判の申立てが困難な方について、市が親族等に代わって申立てを行う。

②成年後見開始の審判の申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬を助成する。

これらの取組により、本人の状況や意思を踏まえた適切な身上保護及び財産管理が行われ、本人の権利と生活が守られるよう支援します。

【海南市地域連携ネットワークのイメージ図】



（4）日常生活自立支援事業の推進

○日常生活を支援するため、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、福祉サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援内容を周知し、利用を促進します。
また、認知機能の低下等により、日常生活自立支援事業による支援では対応が難しくなった場合に、成年後見制度へ円滑に移行できるよう、中核機関との連携を強化します。

（5）頼れる身寄りのない高齢者への支援

○親族がいない、または親族がいても疎遠である、遠隔地に居住しているなどの理由により、親族から支援を受けることが困難な高齢者を対象に、終末期や死後に関する不安の軽減を図ります。本人の意思を尊重しながら、終活に関する相談や必要な情報提供を行い、安心して自分らしい生活を送ることができるよう支援します。

（6）高齢者の外出支援サービスの推進

○高齢化・核家族化の進行に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、運転免許証の返納等によって外出の機会が減少し、閉じこもりや身体・認知機能の低下につながることが懸念されます。そのため、地域で支え合う仕組みづくりの一つとして、外出支援ボランティアの発掘・育成に取り組みます。また、外出支援を通じて、介護予防につながる社会参加を促進し、閉じこもりの防止及び外出機会の確保を図ります。

（7）高齢者の交通安全・防犯対策の推進

○警察や自動車教習所等の協力を得て、高齢者を対象とした交通安全運動や交通安全教室等を開催し、交通安全に関する知識の普及と交通安全意識の向上を図ります。

○犯罪等の未然防止に関する意識の向上を図るとともに、市民が主体となって取り組む地域の防犯活動の促進を図ります。

○振り込め詐欺等の消費者被害を防止するため、研修会等の開催や情報提供・啓発を通じて、正しい知識の普及を図ります。

（8）高齢者福祉サービスの充実

○ニーズの多様化や後期高齢者人口の増加を踏まえ、サービスの充実を図るとともに、より効果的かつ効率的なサービスとなるよう、必要に応じて見直しを行います。

○高齢者本人やその家族に加え、介護支援専門員や医療機関に対しても介護保険外サービスを積極的に周知し、必要なサービスの利用につなげることで、高齢者の自立した在宅生活を支援します。

○家族介護用具給付事業については、引き続き地域支援事業として継続しつつ、国の制度改正の動向を注視しながら第 11 期計画以降で保健福祉事業への移行について検討します。※国の制度改正

【本市における高齢者福祉サービス】

事業名	事業概要	今後の取組
緊急通報装置貸与事業	65 歳以上の一人暮らしの病弱な方等に、緊急通報用機器（本体及びペンダント型機器）の貸出を行うとともに、孤独死等の早期発見にも対応するため、人感センサーを設置します。	引き続き、一人暮らし高齢者等の緊急事態に備えたサービスの提供を実施します。
配食サービス事業	おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等で、食事の支度が困難な方に、昼食を週３回まで宅配し、食生活の改善及び健康の維持を図るとともに安否確認を行います。	利用者のニーズ把握を行うなど、よりニーズに対応したサービス提供に向けての検討を行います。
訪問理髪サービス事業	おおむね 65 歳以上の在宅で外出が困難な寝たきり等の方に対し、訪問理髪を行い、衛生面や健康の維持を図ります。	在宅で寝たきり等の理由により外出が困難な方の衛生面や健康維持を目的としたサービスを継続します。
日常生活用具給付事業	おおむね 65 歳以上の低所得で日常生活に支援の必要な高齢者及び一人暮らし高齢者に対し、日常生活用具（電磁調理器、火災警報器、自動消火器）の給付及び老人用電話の貸与を行います。	ニーズの低い給付物品については、必要性、有効性を踏まえ、内容の変更を検討します。
老人福祉法による措置	総合相談等において、措置の必要性がある環境上及び経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者の発見に努め、安心した生活の確保に努めます。	引き続き、居宅において養護を受けることが困難な高齢者の発見に努め、安心できる生活の確保に努めます。
敬老祝金事業	長寿をお祝いするため、満 88 歳、満 100 歳以上の高齢者に対して敬老祝金を支給します。また、満 100 歳以上の方には市長が訪問し、お祝いの品とともに長寿をお祝いします。	支給対象者や事業内容等の検討を進めます。
家族介護用具給付事業	要介護認定を受けた常時失禁状態の高齢者を、在宅で同居して介護する家族を支援するため、給付要件を満たした方に紙おむつ等の介護用具を給付します。	給付対象者の要件を検討します。

（９）地域防災力の向上や感染症対策への支援

○南海トラフ巨大地震等の大規模災害時においても、支援を必要とする高齢者や障害のある人が取り残されることのないよう、防災部門と福祉部門が連携します。あわせて、地域住民、事業者及び行政が平時から協力し、地域全体で支援する仕組みの構築に取り組みます。

○災害時における避難行動要支援者への支援に活用するため、避難行動要支援者名簿を継続して作成します。名簿情報の提供に同意した人については、海南市地域防災計画に定めるところにより、自治会、自主防災組織、民生委員等の避難支援等関係者に名簿情報を提供します。
また、避難行動要支援者本人の状況を把握し、避難支援や安否確認等に活用するため、本人の意向を確認しながら個別避難計画の作成を進めます。個別避難計画の作成を通じて、平常時からの地域の見守りや日常的な支え合い活動にもつなげます。

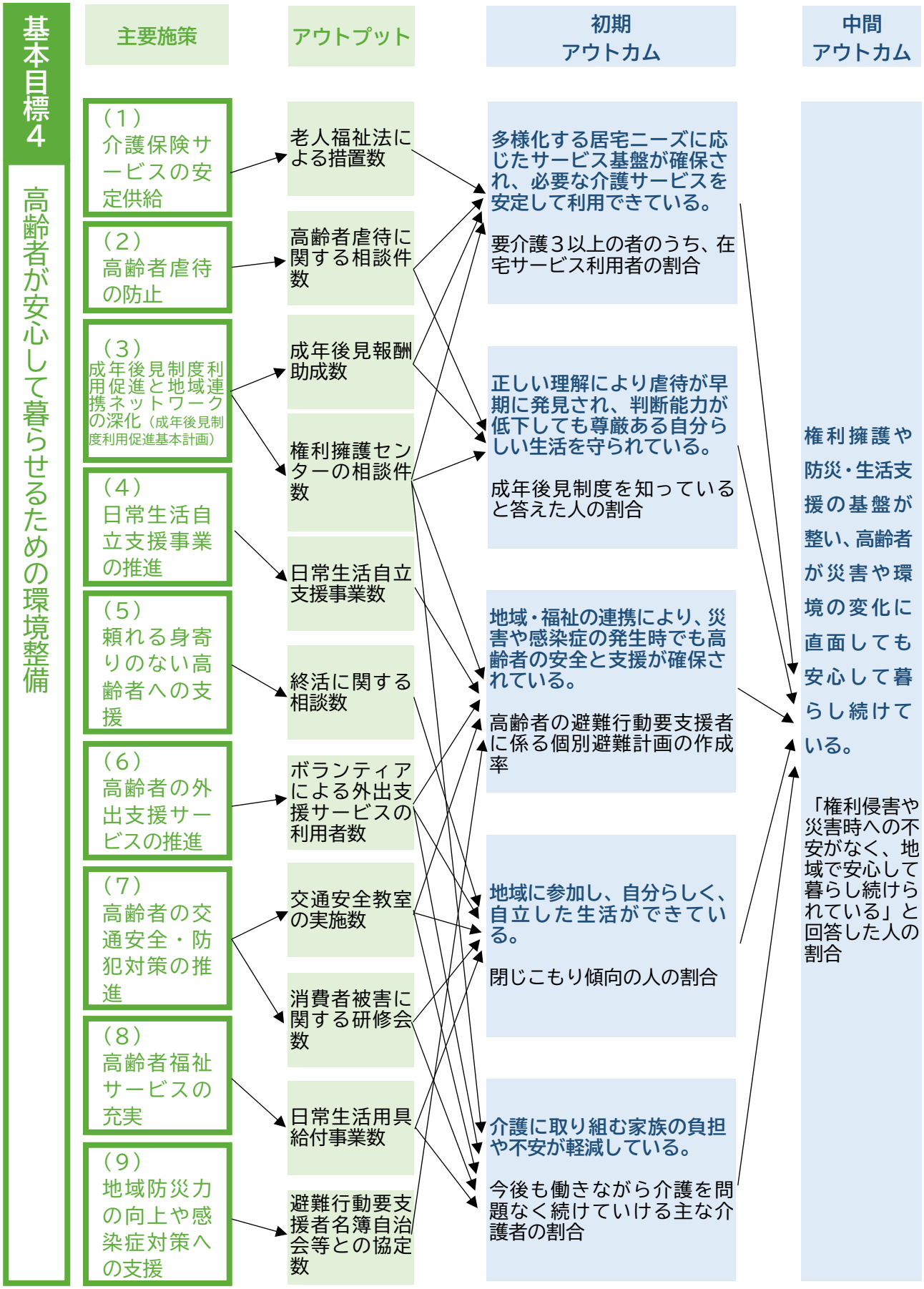
○避難行動要支援者名簿登録制度の周知を強化し、災害時に避難支援を必要とする高齢者等の把握及び情報の収集・整理を進めます。また、名簿情報を受領していない自治会等との協定締結を促進し、避難行動要支援者の避難支援体制の確立を図ります。

○福祉避難所の確保に努めるとともに、防災訓練において、福祉避難所、避難行動要支援者本人及び避難支援者等の協力を得ながら、災害時における福祉避難所の開設、避難者の受入れ及び支援の流れを確認します。

○福祉避難所と連携し、防災訓練における情報連携訓練や、介護サービス事業所等の防災体制の確認・啓発を通じて、介護サービス事業所における災害時の支援体制の強化を図ります。

○感染症対策については、保健所をはじめとする関係機関と連携し、必要な対策を講じます。
また、市が所管する介護サービス事業所等に対しては、厚生労働省が策定した「介護現場における感染対策の手引き」に基づき、衛生管理に関する指導や必要な情報提供を行います。

基本目標４　ロジックモデル



基本目標５：介護給付の適正化に向けた取組の推進



（１）要支援・要介護認定の適正化

○認定調査を市の直営（原則）により行い、適切な認定調査に努めています。今後も調査員研修への参加等により調査員の質の向上と認定調査の平準化を図ります。

○認定審査会委員に対する研修を通じて、認定審査の質の維持と平準化を図り、適切な認定審査に努めます。

（２）ケアプラン等の点検

○ケアプランは介護サービス提供の基盤となるものであるため、利用者本位の自立支援につながるケアプランの作成を促進します。主任介護支援専門員と連携してケアプランの点検を実施し、その結果を介護支援専門員と共有することで、ケアマネジメントの質の向上を図り、より適切なケアプランの作成につなげます。

○ケアプラン点検については、検証方法として効果的と考えられる、生活援助の訪問回数が多く占めるものとして届出されたケアプラン、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占めるものとして届出されたケアプラン、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者のケアプランのうち、区分支給限度基準額の利用割合が高い等の条件に該当するケアプランを優先的に実施します。

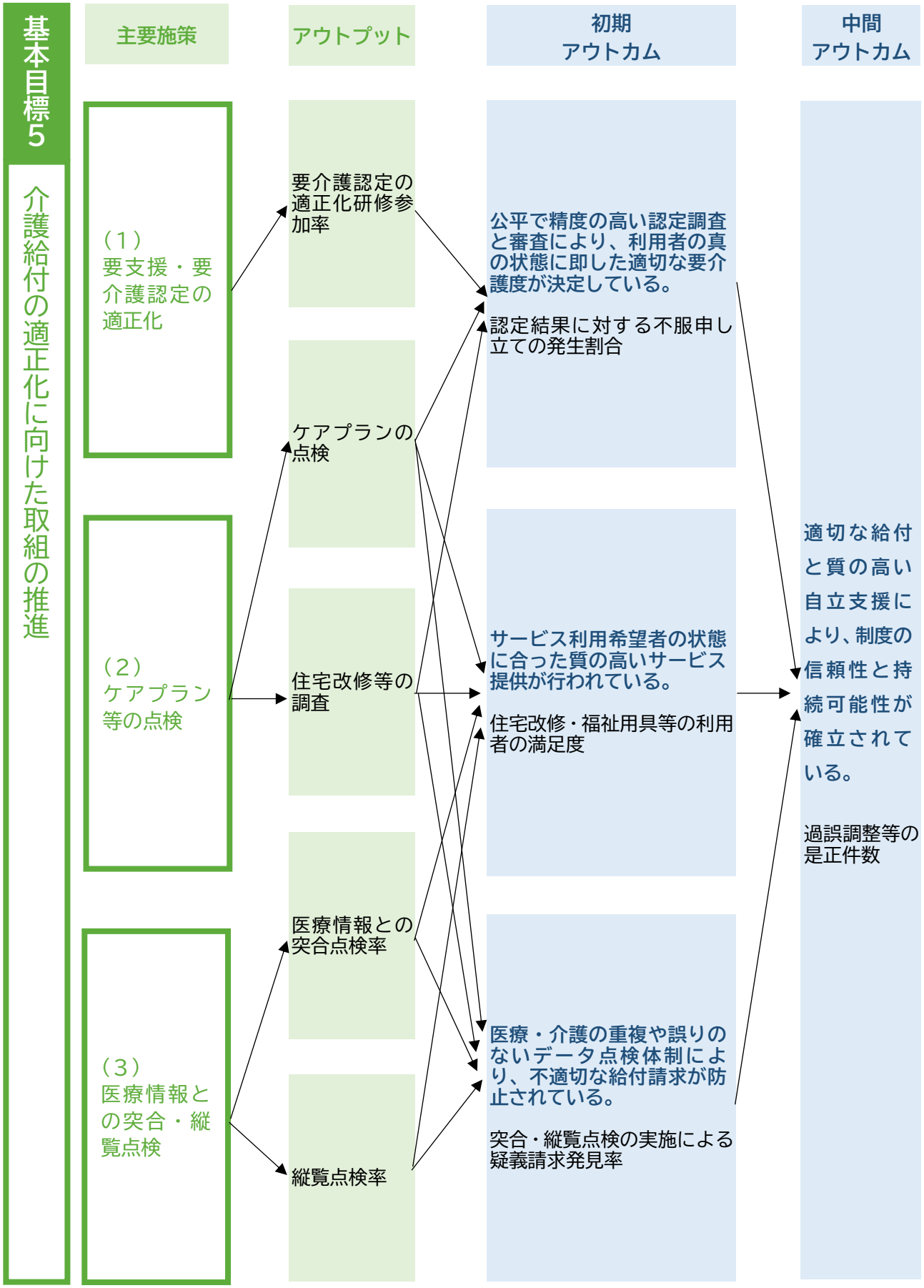
○住宅改修の内容や福祉用具の購入・貸与について、利用者の身体状況等に即したものであるかをきめ細かく審査し、必要性に疑義がある場合には、介護支援専門員や事業者への聞き取り調査を行います。また、適正に利用されているかを確認するための現地調査も行います。

（３）医療情報との突合・縦覧点検

○国保連合会と連携し、同一受給者の複数月の給付費明細書を基に給付状況等を確認します。

○国保連合会が有している医療給付の情報と介護給付の情報を突合することにより、両制度の給付が重複していないか点検を行います。

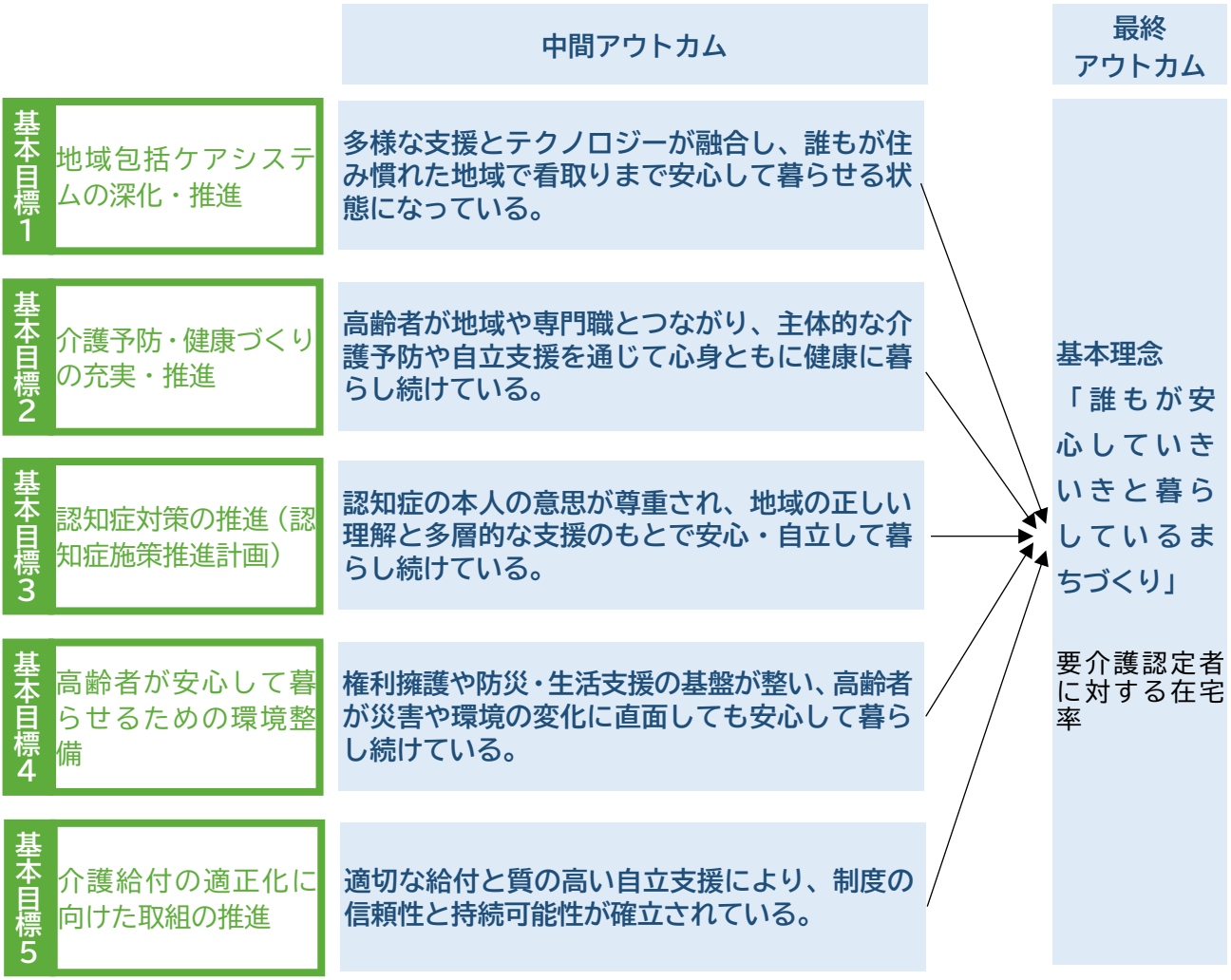
基本目標５　ロジックモデル



基本目標１～５のまとめ

基本目標１～５のぞれぞれで施策を展開した結果が、基本理念である「誰もが安心していきいきと暮らしているまちづくり」につながることを目指し、最終アウトカムを設定します。

基本目標１～５のロジックモデル



第５章　介護保険事業の推進

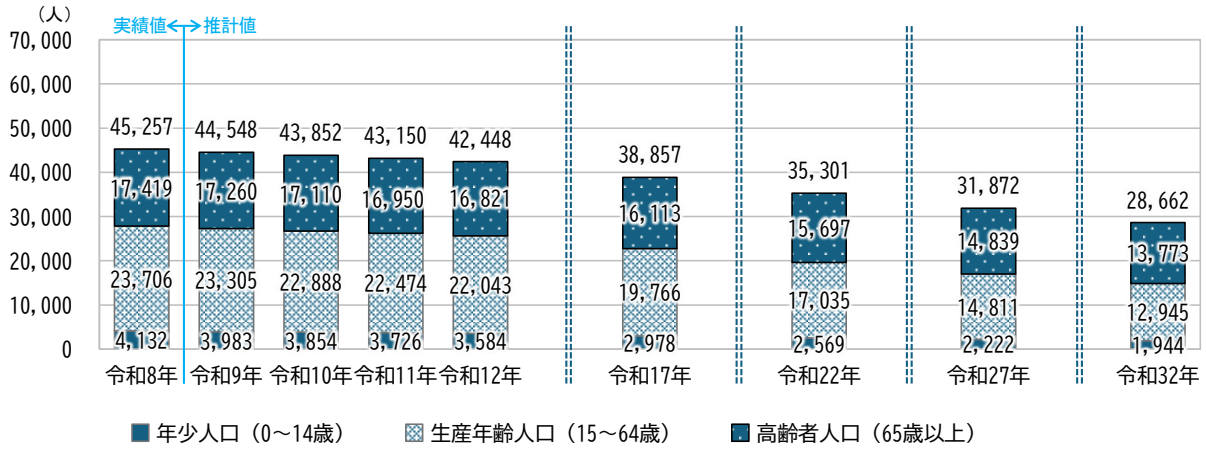
１．高齢者数と要支援・要介護認定者数の見込み

（１）人口推計

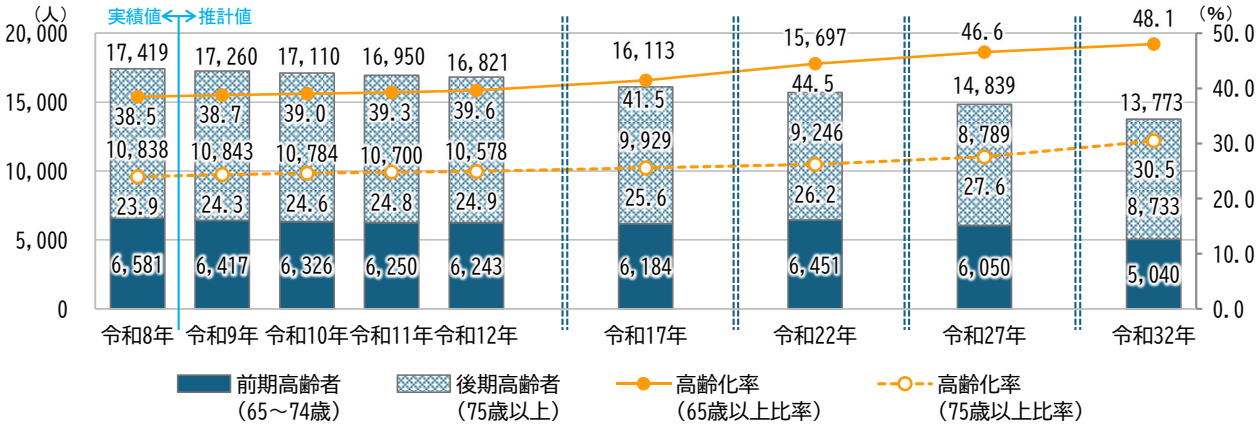
本市の総人口は、今後も減少が続き、年齢３区分別でみると、すべての年齢階層において減少が見込まれます。

また、前期高齢者（65～74 歳）は令和 17 年まで減少し、令和 22 年で一旦増加しますが、令和 27 年には再び減少、後期高齢者（75 歳以上）は令和 9 年まで増加し、以降は減少となる見込みです。

【総人口の推移・将来推計】



【高齢者人口の推移・将来推計】

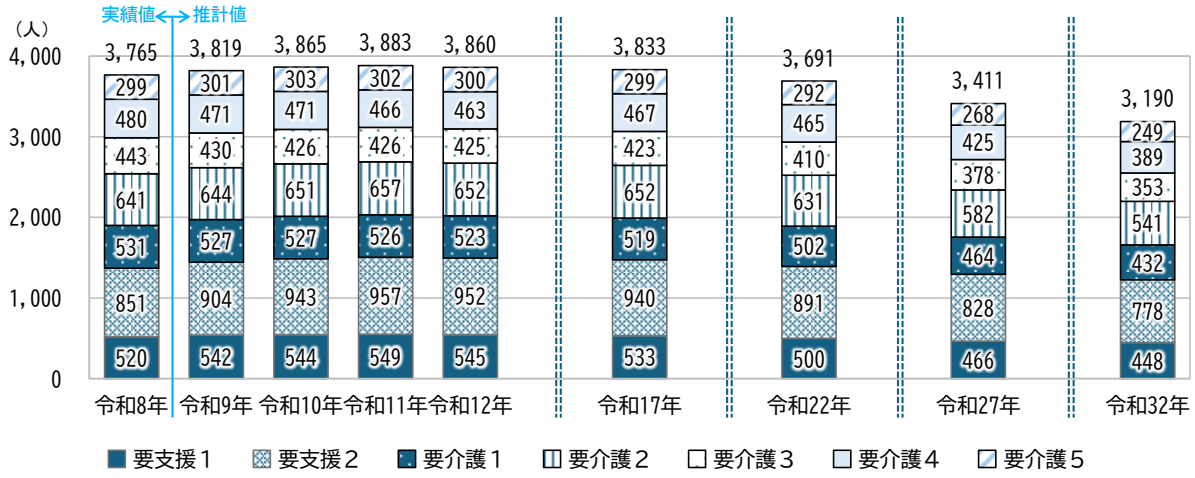


資料：実績値…住民基本台帳（令和 8 年 7 月末現在）
推計値…住民基本台帳（令和 6 年～令和 8 年）を基にコーホート変化率法を用いて推計

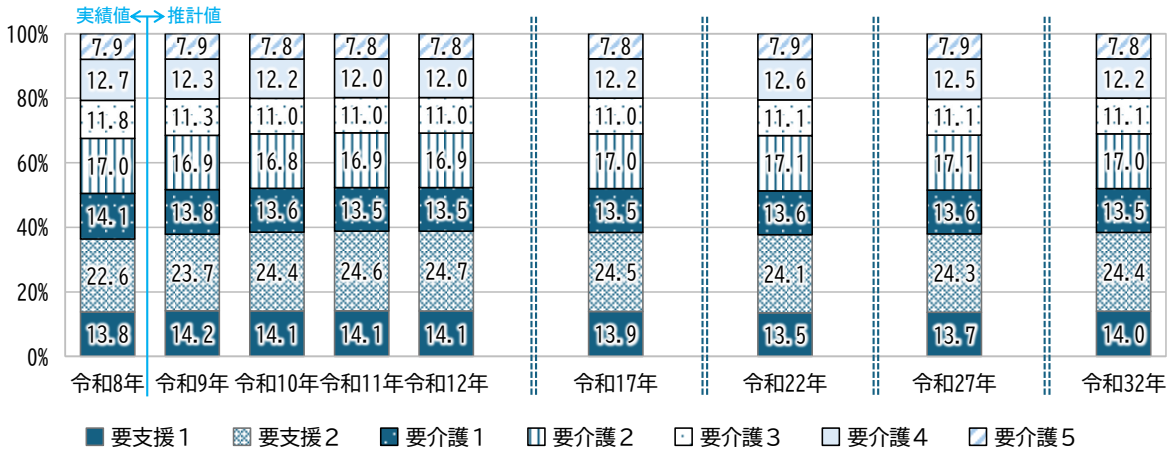
（2）要支援・要介護認定者数の推計

第 1 号被保険者における要支援・要介護認定者数は、令和 11 年まで増加し、以降は減少となる見込みです。構成比では要支援者２の割合が多く、将来においてもその割合はほとんど変わらないことが見込まれます。

【要支援・要介護認定者数（第 1 号被保険者）の推移・将来推計】



【要支援・要介護認定者（第 1 号被保険者）構成比の推移・将来推計】



資料：見える化システム
人口推計…住民基本台帳（令和 6 年～令和 8 年）を基にコーホート変化率法を用いて推計
実績値…介護保険事業状況報告（令和 8 年 5 月）
認定者数の自然体推計に用いる認定率の伸び…令和 6～8 年度の伸び

２．介護保険サービス等の見込み

（１）介護給付事業

（２）予防給付事業

３．介護保険サービス給付費の見込み

（１）介護給付費及び介護予防給付費の見込み

（２）標準給付費の見込み

（３）地域支援事業費の見込み

（４）介護保険施設等の整備

４．第 10 期計画期間における第１号被保険者の介護保険料

（１）財源構成

（２）所得段階別加入割合補正後被保険者数の見込み

（３）第１号被保険者の保険料基準額の算定

（４）所得段階別第１号被保険者の保険料

第６章　計画の推進にあたって

１．計画の推進体制

（１）庁内の推進体制

（２）地域との協働体制

（３）国及び和歌山県との連携

２．計画の進行管理

（１）進捗状況の把握・評価

（２）計画の見直し

３．計画の周知

資料編

１．海南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例

２．海南市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会名簿

３．計画策定経過

４．用語解説

５．介護保険サービスの内容